

総務行政の主な課題

佐藤 研資

海野耕太郎

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 地方税財政・地方行政関係
 - (1) 地方税制改正をめぐる動き
 - (2) 地方制度調査会をめぐる動き
 - (3) 住民基本台帳制度・公的個人認証制度の見直し
 - (4) 消防・災害対応をめぐる動き
3. 情報通信・放送関係
 - (1) 携帯電話料金の低廉化等に向けた取組
 - (2) 電波の有効利用の促進
 - (3) NHKのインターネット常時同時配信に向けた動き
4. おわりに

1. はじめに

平成30年10月24日、第197回国会（臨時会）が召集された。同国会においては、11月20日の参議院総務委員会で行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策について石田総務大臣から説明聴取が行われ、同大臣から、個性と活力ある地域経済と安定的な地方行財政運営の確保、ICTの積極的な導入によるSociety 5.0の実現、暮らしやすく働きやすいデジタル社会の実現、防災・減災／復旧・復興及び国民生活の利便性を高めるための効率的で質の高い行政基盤の確立等について発言があった¹。総務行政については、同年8月に「落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現（総務省重点施策2019）」として、平成31年度の重要施策等が総務省から発表されており、その内容に則して、総務省に置かれた審議会・研究会等において具体的な取組が進められている。本稿では、このような最近の状況を踏まえ、特に直近の動向等を紹介することを通じて、総務行政に関し

¹ 同年11月13日、衆議院総務委員会においても、石田総務大臣から同内容の発言があった。

当面する主な課題を概観することとしたい。なお、平成 30 年末の予算折衝で決定された平成 31 年度地方財政対策については、次号で取り上げることとする。

2. 地方税財政・地方行政関係

(1) 地方税制改正をめぐる動き

平成 30 年 12 月 14 日、与党（自由民主党・公明党）は平成 31 年度税制改正大綱（以下「与党大綱」という。）を決定した。同大綱では、消費税率 10%への引上げに伴う需要変動の平準化など足下の課題への対応のほか、中長期的課題への対応に向けた種々の改正項目が掲げられている。このうち、地方税制改正に関連して、地方法人課税における新たな偏在是正措置、車体課税の大幅見直し及びふるさと納税制度の見直しについて紹介する。

ア 地方法人課税における新たな偏在是正

近年、地方税収が全体として増加する中で、地方法人課税（法人住民税、法人事業税）の偏在等を背景に、地域間の財政力格差が拡大していることから、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講じることが課題となっている。

偏在是正に関しては、これまでも図表 1 のように税制改正が行われており、平成 31 年度は消費税率の 10%への引上げに伴い、①法人住民税法人税割の更なる交付税原資化、②地方法人特別税・譲与税の廃止（法人事業税への復元）を行うこととされていた。

図表 1 偏在是正に関する主な税制改正

平成 9年度	消費税率引上げ（3%→5%） ・地方消費税の創設 ※消費譲与税を廃止
16～19年度	三位一体の改革 ・3兆円の税源移譲（所得税→個人住民税） ※平成 16～18 年度は所得譲与税 ・個人住民税所得割の10%比例税率化
20年度	地域間の財政力格差拡大への対応 ・地方法人特別税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）
26年度	消費税率引上げ（5%→8%） ・法人住民税法人税割の一部交付税原資化 ・地方法人特別税・譲与税の規模を2/3に縮小（法人事業税への一部復元）
31年度	消費税率引上げ（8%→10%） ・法人住民税法人税割の更なる交付税原資化 ・地方法人特別税・譲与税の廃止（法人事業税への復元）

（出所）「地方法人課税に関する検討会」報告書（平 30.11）

こうした中、平成 30 年度与党税制改正大綱では、「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る」とされていた。

同大綱を踏まえて地方財政審議会の中に設置された「地方法人課税に関する検討会」は平成 30 年 11 月、報告書を公表した。その主な内容は、①新たな偏在是正措置は、法人事業税を対象とすることが適当である、②具体的な方策については、譲与税化により

実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることが適当であるが、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討する必要がある、等である。

その後、与党の税制調査会で引き続き検討が行われ、与党大綱では次のように決定された。

- ・地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講ずる。
- ・具体的には、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。

新たな措置の概要は以下のとおりである。

（ア）特別法人事業税（仮称）の創設

- ・消費税率 10% 段階において、復元後の法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し²、特別法人事業税（仮称）（国税）とする。
- ・課税標準は法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額）（主な税率区分は図表 2 参照）

図表 2 主な税率区分

主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割)		特別法人事業税 (仮称)
	(復元後)	(改正後)	(創設)
資本金 1 億円超の普通法人	3. 6 %	⇒ 1 %	税額の 2 6 0 %
資本金 1 億円以下の普通法人等	9. 6 %	⇒ 7 %	税額の 3 7 %
収入金額課税対象法人	1. 3 %	⇒ 1 %	税額の 3 0 %

（出所）総務省「平成 31 年度地方税制改正（案）について」（平 30. 12）

- ・賦課徴収は都道府県が法人事業税と併せて実施し、納付された全額を、実質的な地方税源としての性格を明確にするため、交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込む。
- ・平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

（イ）特別法人事業譲与税（仮称）の創設

- ・特別法人事業税（仮称）の収入額を、用途を限定しない一般財源として、平成 32 年度から都道府県に特別法人事業譲与税（仮称）として譲与する。
- ・譲与基準は「人口」とし、譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現するため、交付団体との均衡も考慮し、不交付団体に譲与制限の仕組み（人口基準による譲与額から 75% を控除した額を譲与する等）を設ける。

（ウ）その他

- ・特別法人事業税・譲与税制度（仮称）は恒久的な措置とする。なお、経済社会情勢

² 復元後の法人事業税は約 6 兆円（平成 30 年度地方財政計画ベース）となる。総務省の「平成 31 年度地方税制改正（案）について」（平 30. 12）では、法人事業税の約 3 割を分離、とされている。

の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

- ・この偏在是正措置により生じる財源（不交付団体の減収分）は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。
- ・都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。
- ・特別法人事業税（仮称）の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を引き上げる等の措置を講じる。

与党大綱は、この新たな措置について「都市と地方の対立の観点から捉えるべきではない。都市と地方が相互に連携して、各地域の活力の維持向上に取り組むための地方税財政基盤を構築する観点から行うものである」としている。また、上田全国知事会会長は、「全国知事会の提言に沿ったものとして評価したい」と述べている³。一方、小池東京都知事は、東京都から既に決定済みの約5千億円に加え、新たに約4千億円、合わせて約9千億円の巨額の財源を吸い上げて地方に配分することとなる、として「将来に禍根を残す大いなる誤りとなる」と批判している⁴。今後、国と地方の税源配分、都市・地方間の財政調整のあり方、景気後退で都市部の税収が低迷した場合の対応等を含め、議論の動向が注目される。

イ 車体課税の大幅見直し

車体課税⁵については、平成28年11月の消費税率引上げ時期の変更により、自動車取得税廃止と自動車税・軽自動車税の環境性能割創設の時期も平成31年10月とされ、環境性能割の税率区分については、平成31年度税制改正において見直すこととされた。

また、平成29年度与党税制改正大綱では、自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税の適用期限の到来にあわせて見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化等の観点を踏まえること、自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割導入以後の扱いについて、平成31年度税制改正において具体的な結論を得るとされた。

さらに、同大綱では、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされている。

こうした中、消費税率10%への引上げを前に、経済産業省・自動車業界からは、税目の簡素化やユーザー負担軽減、持続可能な自動車市場の実現に向けた税制上の後押し、さらに消費税率引上げに伴う需要平準化対策が求められた。一方、車体課税の税収約2.6兆円のうち約2.2兆円が地方の貴重な財源となっていることから、地方側は車体課税の検討においては地方財源に影響を与えないよう強く主張している。

³ 全国知事会会長、全国知事会地方税財政常任委員会委員長「平成31年度与党税制改正大綱について」（平30.12.14）

⁴ 小池東京都知事記者会見（平30.12.14）

⁵ 自動車取得税、自動車税、軽自動車税（以上は地方税）及び自動車重量税（国税）

このような経緯を踏まえ、与党の税制調査会で車体課税の見直しが検討され、与党大綱では、自動車に係る措置として次のように決定された⁶。

- ・消費税率 10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。
- ・恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとする。
- ・消費税率引上げにあわせ、自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を 1%分軽減する。この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。

具体的な改正内容の概要は以下のとおりである。

（ア）保有課税の恒久減税

a 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

- ・平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる（図表 3）。
- ・なお、軽自動車税の税率は変更しない。

図表 3 自動車税の税率引下げ

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

（出所）総務省「平成 31 年度地方税制改正（案）について」（平 30.12）

b 地方税財源の確保

（a）環境性能割の税率の適用区分の見直し

- ・環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）の自動車税環境性能割の税率の適用区分を見直す。

（b）グリーン化特例（軽課）の大幅見直し

- ・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係る自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。
- ・消費税率引上げに配慮し、平成 33 年 4 月 1 日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。

（c）エコカー減税の軽減割合等の見直し

⁶ 与党大綱では、この見直しにより、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする」とされた。

- ・環境インセンティブを強化するため、乗用車（登録車及び軽自動車）に係るエコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等を見直す。
- ・自動車重量税のエコカー減税見直しによって、本来、国の一般会計の増収分となるものについても、地方に税源移譲し、新設する都道府県自動車重量譲与税の財源とする。
- ・トラック・バスに係るエコカー減税は、環境インセンティブを強化するため、一定の見直しを行う。

（d）都道府県自動車重量譲与税制度の創設

- ・自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで、国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。

（e）揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

- ・（a）～（d）の措置を講じてもおお積りで不足する地方税財源を確保するため、平成 46 年度から、揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税を増額する。

（f）その他

- ・平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

（イ）需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率を 1 % 軽減する。これによる地方税の減収は全額国費で補てんする。

これらの改正内容については、地方団体及び自動車業界から概ね一定の評価がされているが⁷、「もともと複雑だった税体系は、消費者からみてさらにわかりにくい内容となった」、「減税額が小幅にとどまった」と指摘する報道もある⁸。

与党大綱は検討課題として「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」としており、税体系の簡素化や課税方法、負担水準のあり方を含め、論議の動向が注目される。

ウ ふるさと納税に係る制度的対応

ふるさと納税⁹は、平成 20 年度の制度創設以来、着実に実績を伸ばし、特に平成 27 年

⁷ 全国知事会会長、全国知事会地方税財政常任委員会委員長「平成 31 年度与党税制改正大綱について」（平 30. 12. 14）、全国市長会会長「平成 31 年度与党税制改正大綱について」（平 30. 12. 14）、全国町村会会長「平成 31 年度与党税制改正大綱について」（平 30. 12. 14）、日本自動車工業会会長「平成 31 年度与党税制改正大綱について」（平 30. 12. 14）、全国軽自動車協会連合会会長「平成 31 年度税制改正大綱について」（平 30. 12. 14）

⁸ 『産経新聞』（平 30. 12. 15）

⁹ 都道府県・市区町村に対して寄附をすると、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、

度の制度改正¹⁰を経て規模が急拡大し、平成 29 年度には受入件数 1,730 万件、受入額 3,653 億円に達している。その一方で、魅力的な返礼品による寄附金獲得競争が過熱するようになった状況に対し、平成 27 年度与党税制改正大綱において「地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する」との記述が盛り込まれ、平成 27 年 4 月、総務大臣から都道府県知事に対し、換金性の高いプリペイドカード等や高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品を送付しないよう求めるなど、同大綱の趣旨に沿った通知が行われた（平成 28 年 4 月にも同趣旨の通知が行われた）。

しかし、その後も制度の趣旨に反するような返礼品の是非や都市部における税収の減少¹¹についての議論が高まる中、平成 29 年 4 月には総務大臣から新たな通知が発出され、「少なくとも、返礼品として 3 割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに 3 割以下とすること」と明示された。また、平成 30 年 4 月の総務大臣通知では、「返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切である」としている。しかし、平成 30 年 11 月 1 日現在の総務省調査では、なお一部の地方団体が過度な返礼品を送付していることが判明した¹²。

こうした状況の下、与党の税制調査会は、制度の趣旨を歪めているような団体はふるさと納税の対象外とすることができるよう見直しを進め、与党大綱において次のように決定された。

- ・総務大臣は、次の基準に適合する都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとする。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
 - ② ①の都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等
 - (i) 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
 - (ii) 返礼品を地場産品とすること
- ・上記の基準は総務大臣が定めることとする。
- ・指定は、都道府県等の申出により行うこととする。
- ・総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。
- ・総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととする。

原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度の通称。

¹⁰ 平成 27 年度税制改正において、「ふるさと納税枠」が約 2 倍に拡大されるとともに、寄附先が 5 団体以内の場合、確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、手続が簡素化された。

¹¹ 例えば、東京都の特別区長会は、平成 29 年 3 月 13 日の総務大臣への要望で、「このままでは公共サービスの持続に支障をきたす」ことが懸念されるとし、制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行うことを求めている。また、指定都市市長会は、同年 12 月 14 日の会長談話において、「地方財政に与える影響が年々大きくなって」いるので、本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しを行うべきとしている。

¹² 総務省自治税務局「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況についての調査結果（平成 30 年 11 月 1 日時点）」（平 30. 11. 16）

・基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととする。

・上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する。

今後、ふるさと納税制度の趣旨と今回の見直しとの関係、返礼品に係る基準、都道府県等の指定・指定取消しに係る客観性確保等も含め、論議の動向が注目される。

(2) 地方制度調査会をめぐる動き

平成30年7月に第32次地方制度調査会が発足し、安倍総理から「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。」との諮問がなされた。

これに先立ち、総務省に次の2つの研究会が設置され、有識者による報告書が取りまとめられている。

ア 自治体戦略2040構想研究会

本研究会は、我が国が本格的な人口減少と高齢化を迎える中、高齢者人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックキャスティング¹³に今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的として、平成29年10月より開催された。

同研究会は、平成30年4月に第一次報告、同年7月に第二次報告を取りまとめた。これらの報告書では、地方自治体のあり方について、「2040年頃にかけて迫り来る我が国の危機を乗り越えるべく、全ての府省が政策資源を最大限投入するに当たって、地方自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォームであり続けなければならない」、「新たな自治体と各府省の施策（アプリケーション）の機能が最大限発揮できるようにするための自治体行政（OS）の書き換えを大胆に構想する必要がある」とした。

その上で、新たな自治体行政の基本的考え方として、①スマート自治体への転換（AI等を活用して従来の半分の職員でも機能が発揮される自治体にする等）、②公共私によるくらしの維持（自治体は新しい公共私相互間の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダーへ転換する等）、③圏域マネジメントと二層性の柔軟化（個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し圏域単位での行政をスタンダード化する、都道府県・市町村の二層性を柔軟化し、それぞれの地域に応じ都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤を構築する等）、④東京圏のプラットフォーム（国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるプラットフォームを検討する等）を提言した。

この報告書については、地方側から「今やっている（地方創生の）努力に水を差す」「研究会には地方の代表が全く入っていない」などの批判があり¹⁴、また日本弁護士連合会は、圏域が主体となって行政のスタンダード化を進めていくことは、団体自治及び住

¹³ 望ましい未来を描き、そこから現在を振り返って何をすべきかを分析し、実行する手法

¹⁴ 第32次地方制度調査会第1回総会（平30.7.5）における全国市長会会長発言

民自治の観点から問題がある、と指摘している¹⁵。

他方、指定都市市長会等は、現行の連携中枢都市圏制度について、圏域全体の持続的発展につながる取組を一層安定的に推進できるよう、同制度の法定化と財政支援強化を求めている¹⁶。

イ 町村議会のあり方に関する研究会

近年、地方議員、特に町村議員のなり手不足が問題となる中、平成 29 年 6 月、高知県大川村が地方自治法に定める町村総会の設置を検討することを表明した等の状況を受けて、総務省は同年 7 月より、有識者による「町村議会のあり方に関する研究会」を開催した。同研究会は平成 30 年 3 月、報告書を取りまとめ、「住民が一堂に会する町村総会については、現在、実効的な開催は困難であるものと考えられる」とした。また、現行議会のあり方を維持できることを前提としつつ、小規模市町村が議会を持続可能なものとするための新たな選択肢として、少数の専門的議員によって議会を構成する「集中専門型」と、多数の非専門的議員によって議会を構成し、夜間・休日を中心とする議会運営を行う「多数参画型」という新たな議会の類型を提示した。

この報告書に対しては、全国市議会議長会や全国町村議会議長会から「相当慎重に検討を深めるべき問題を数多く含む報告書である」¹⁷、「議会制度の制度設計において、パッケージで類型化した制度を考えることに反対する」¹⁸などの意見が表明されている。

地方制度調査会は委員の 2 年間の任期中に答申をまとめ、これを受けて関連制度の見直しが行われることとなる。今期の調査会においては、先行する 2 つの研究会の報告書に対し様々な議論が行われている中、どのような答申が出されるか注目される。

(3) 住民基本台帳制度・公的個人認証制度の見直し

総務省は、平成 29 年 11 月より、住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応し、「在外邦人のアイデンティティの公証」や「個人の生涯にわたるアイデンティティの公証」を可能とする住民基本台帳制度・公的個人認証サービスのあり方を検討するため「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」を開催した。同研究会は、住民基本台帳制度等について、①マイナンバーカード、電子証明書の海外継続利用、②所有者不明土地問題等に対応する住民票等の除票¹⁹の保存期間の延長への対応方策等の検討を行い、平成 30 年 5 月に中間報告を、同年 8 月に最終報告を取りまとめた。

これら報告書では、①海外継続利用については、住民票は海外転出時に消除されること

¹⁵ 日本弁護士連合会「自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告及び第 32 次地方制度調査会での審議についての意見書」（平 30.10.24）

¹⁶ 指定都市市長会・中核市長会・全国施行時特例市長会「人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言」（平 30.9.27）

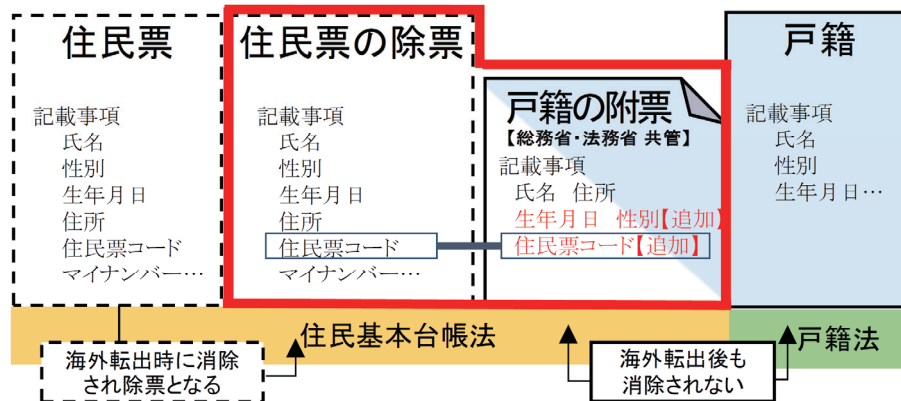
¹⁷ 「「町村議会のあり方に関する研究会」報告書に対する全国市議会議長会会長コメント」（平 30.3.26）

¹⁸ 全国町村議会議長会「町村議会のあり方に関する研究会報告書に対する意見」（平 30.3.26）

¹⁹ 住民票の除票及び戸籍の附票の除票

から、海外転出者に係る新たな個人認証の基盤として、海外転出後も削除されない戸籍の附票を活用することが合理的であると考えられる(図表4参照)、②住民票等の除票の保存期間については、現行の5年から150年に延長することが必要ではないか、③保存期間の長期化に伴う個人情報保護の観点から、不正取得等の防止のため、罰則の見直し等の検討が必要ではないか、等とした。

図表4 戸籍の附票を認証基盤とする案



(出所)「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会最終報告(概要)」(平30.8.22)

さらに、スマートフォンへの電子証明書の搭載、マイナンバーカードの電子証明書を健康保険証として利用するためのPIN²⁰(暗証番号)入力不要の認証方式²¹の導入についても検討を行い、これらについて公的個人認証法令上明確に位置付ける必要性を指摘した。

その上で、①住民票等の除票の保存期間延長や、スマートフォン向けに搭載する電子証明書、PIN入力を要しない認証方式について、今後、総務省において、地方公共団体との議論を踏まえつつ引き続き検討し、住民基本台帳法や公的個人認証法²²等の改正等を中心とした所要の法制的検討を進めるとともに、システム設計等の具体的な制度設計に着手し、制度の早期導入を図るべきである、②海外継続利用について、今後、法務省などの関係省庁と合意が得られることを前提に法制的検討を進めるとともに、具体的な制度設計に着手すべきである、とした。

これらの課題について、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)は、海外における公的個人認証サービスの継続利用については「平成31年度中を目途として改正法案の国会提出」を目指し、電子証明書のスマートフォンへの搭載、PIN入力不要の認証については「平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置」を講じるとしており、今後、政府から住民基本台帳法及び公的個人認証法等の改正案が提出されることが見込まれる。

²⁰ Personal Identification Number

²¹ 意識不明の人などがPIN入力できない状況も考えられることから、PIN入力を要しない認証が必要ではないか、との指摘がなされている。(「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」第3回議事概要(平30.1.22))

²² 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)

(4) 消防・災害対応をめぐる動き

ア 消防体制の充実・強化

平成 30 年は大阪府北部地震、7 月豪雨及び度重なる台風、北海道胆振東部地震など全国各地で大規模な災害が発生する中、消防職員・消防団員が迅速に対応し、また各地から派遣された緊急消防援助隊が重要な役割を果たした。今後も自然災害や多様な消火・救急・救助ニーズに的確に対応するため、常備消防力の強化、「緊急消防援助隊基本計画」²³に沿った緊急消防援助隊（平成 30 年 4 月 1 日現在 5,978 隊登録）の充実強化に努める必要がある。また全国の消防団員数は平成 30 年 4 月 1 日現在 84 万 3,661 人（対前年度 ▲6,670 人、▲0.8%）であり、なお減少傾向にあることから、引き続き女性・学生を含めた加入促進への取組を強化することが求められている。

イ 女性消防吏員の活躍の推進・消防本部におけるハラスメント対策

消防・防災分野において、女性が増加し活躍することにより、住民サービスの向上、消防組織の強化につながることを期待されている。しかし、全消防吏員²⁴に占める女性消防吏員は平成 29 年 4 月 1 日現在、全体の 2.6%（4,240 人）であり、警察官や自衛官等に比較しても少ない状況である²⁵。こうした状況から消防庁は平成 27 年に設置した検討会の報告を受け、同年 7 月、都道府県知事に通知（「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」）を発出した。この中では、消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、平成 38 年度当初までに 5%に引き上げることを共通目標に掲げ、女性消防吏員の計画的な増員、職域の拡大、ライフステージに応じた様々な配慮、消防本部幹部職員の意識改革等を要請している。

平成 30 年 1～2 月の調査では、女性消防吏員数値目標設定は、全体で 9 割以上の消防本部が策定済みであるが、地域間のバラツキがあり、女性吏員の割合の低い地域では策定率が 100%になっていない都道府県も多い現状である²⁶。このため、取組を一層強化するとともに、女性消防吏員が生き生きと職務に従事できる職場環境づくりを、ソフト・ハード両面から支援することが求められる。

また、消防本部でのハラスメント事案が後を絶たないことから²⁷、消防庁は平成 29 年 7 月、都道府県知事等に通知（「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」）を発出し、自治体・消防本部におけるハラスメント通報窓口の設置等の対策を促している。消防庁は平成 30 年度以降、各消防本部の取組の実施状況をフォローアップし、PDCA サイクルを回すこととしており、若手や女性を含め全ての職員にとって消防職場を働きがいのあるものとするために、これらの

²³ 平成 26～30 年度の第 3 期計画において、平成 30 年度末の登録目標数を 6,000 隊としている。

²⁴ 消防吏員とは、階級を有し、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者をいう。（平成 29 年 4 月 1 日現在 16 万 2,375 人）

²⁵ 消防庁『平成 29 年版 消防白書』（平 29.12）35 頁

²⁶ 消防庁消防・救急課「消防庁女性活躍ガイドブック」（平 30.3）14 頁

²⁷ 平成 29 年 3 月、消防庁が消防職員 4,000 人（男性 3,200 人、女性 800 人）を対象に行った調査（回答率 73.8%）によると、最近 1 年間にパワハラを受けたと回答した者が男性 17.5%、女性 12.8%、セクハラを受けたと回答した者が男性 2.2%、女性 28.0%にのぼっている。（消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ第 2 回（平 29.3.28）資料）

取組を通じてハラスメントを撲滅していく必要がある。

ウ 消防防災ヘリコプターの安全対策

消防防災ヘリコプターは平成 30 年 3 月現在、55 地方団体で 75 機が運航されており、多様な消防活動の中でその能力を発揮している。出動件数は平成 28 年において 6,992 件で、その内訳は、救急出動 3,621 件、救助出動 2,144 件、火災出動 812 件、情報収集・輸送等出動 263 件、緊急消防援助隊出動 152 件となっている²⁸。こうした中、平成 29 年 3 月に発生した長野県消防防災ヘリコプター墜落事故等を踏まえ、消防庁は「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」を設置し、平成 30 年 3 月に安全性向上策、操縦士の養成・確保策等を内容とする報告書が取りまとめられた。

しかし、同年 8 月に群馬県において再び消防防災ヘリコプターの墜落事故が発生したことから、消防庁は同月、同報告書の提言の取組を早期に実施するよう通知を発出しており、事故の再発防止の一層の徹底が求められる。特に、同報告書は安全性向上策のうち 2 人操縦体制の導入は何よりも優先されるものであり、人材養成への国の財政措置等を検討していく必要がある²⁹、としており、今後の政府の対応が注目される。

エ 被災地への職員派遣

平成 23 年の東日本大震災はもとより、近年多発する大規模な自然災害においては、被災自治体への他自治体からの人的支援の確保が必要となる。短期の派遣については、総務省において、平成 28 年の熊本地震の経験を踏まえ、大規模災害発生時のマンパワーを確保するための応援職員派遣の仕組みとして、「被災市区町村応援職員確保システム」を新たに構築し、平成 30 年 3 月、全国の地方公共団体に対して要綱を通知した³⁰。同年 7 月の豪雨災害や 9 月の北海道胆振東部地震はこのシステムを活用した職員派遣が行われており、今後も円滑な運用が確保されることが必要である。

一方、中長期の職員派遣については、災害時の相互応援協定等に基づく派遣に加えて、総務省と全国市長会・全国町村会との連携による派遣スキームが活用されている。しかし、被災自治体の一部では、復旧・復興に当たり、土木などの技術職員を始め様々な職種の人材がなお不足していることから、石田総務大臣は平成 30 年 11 月、全国の地方自治体首長宛に協力を求める書簡を送った³¹。技術職員は全国的に人数が限られている現状を踏まえ、災害に対応できるマンパワーの確保を踏まえた定員管理のあり方が検討される必要があろう。

²⁸ 消防庁『平成 29 年版 消防白書』（平 29.12）206 頁

²⁹ 消防庁「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書」（平 30.3）16 頁、27 頁

³⁰ このシステムでは、避難所の運営や罹災証明書の交付などの災害対応業務を支援するため、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市が、被災市区町村に対し原則として一対一で責任を持って応援職員を派遣する対口（たいこう）支援を実施し、それでも応援職員が不足する場合には、他のブロックに対し応援職員の追加派遣を要請、応援側の都道府県は、原則として都道府県の職員のみではなく区域内の市区町村の職員を含めて一体的に応援職員を派遣することとしている。また、このシステムでは、被災市区町村が行う災害マネジメントを支援するため、災害対応の知見を有する地方公共団体の職員をあらかじめ災害マネジメント総括支援員として総務省に登録し、応援職員として派遣することとしている。

³¹ 「被災地に対する人的支援に関する総務大臣書簡の発出」（平成 30.11.13 付け総務省報道資料）

<http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000098.html>（平 30.12.19 最終アクセス）

3. 情報通信・放送関係

(1) 携帯電話料金の低廉化等に向けた取組

ア 携帯電話料金に係る利用者負担の軽減

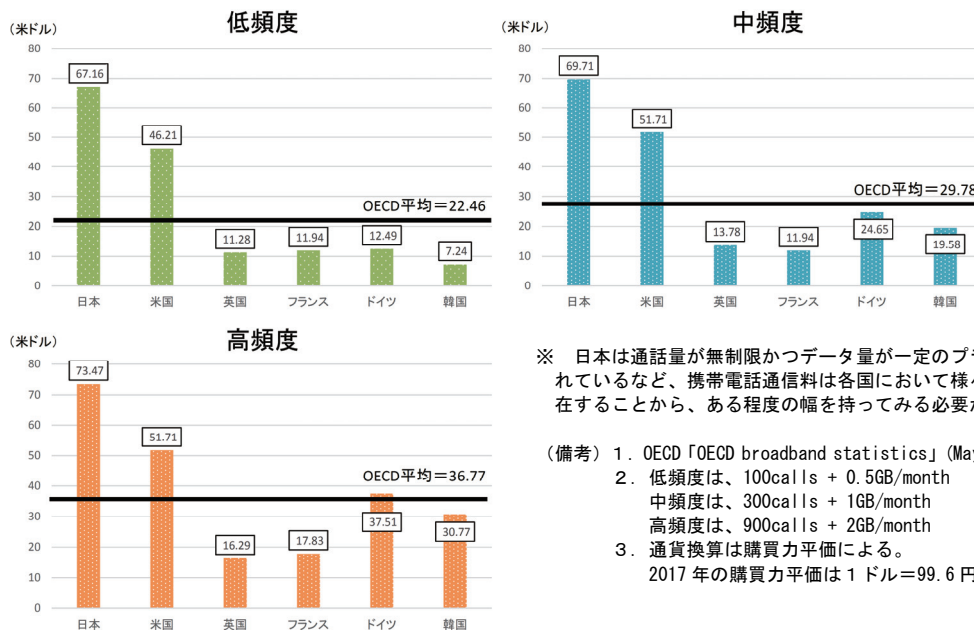
携帯電話の利用者料金に対する規律については、累次にわたる電気通信事業法の改正により規制緩和がされてきている。平成9年に認可制から届出制とされ、平成16年には事前規制が撤廃されており、携帯電話事業者により多様な料金プランが提供されるに至っている。

他方、スマートフォンの普及により、家計支出に占める通信費の割合が増加³²している中、総務省は、平成27年9月の経済財政諮問会議での安倍総理からの検討指示³³を踏まえ、携帯電話料金の家計負担を軽減するため、事業者に対する要請やガイドラインの策定等を行ってきた。これらの取組等により、携帯電話料金は、一部で引き下げられたものの、図表5のとおり、依然として諸外国に比べて高い水準にあるとの指標もある。

また、平成30年6月に公正取引委員会が取りまとめた「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年調査）」では、「2年縛り³⁴」や「4年縛り³⁵」について独占禁止法上問題となるおそれがあるとされた。

こうした中で、同年8月には菅官房長官から「携帯料金を4割程度下げる余地がある」旨の発言があり³⁶、内閣府の規制改革推進会議及び総務省の研究会等において検討が開始された。

図表5 携帯電話通信料の国際比較（OECD調査）



(出所) 総務省「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(第1回)資料(平30.10.10)

³² 総務省『平成30年版 情報通信白書』(平30.7.3) 266頁

³³ 第15回経済財政諮問会議(平27.9.11)議事要旨14頁

³⁴ ユーザーに対し、2年間の通信契約の継続利用等を条件として、月々の基本使用料の一部を毎月割引する料金プランで、ユーザーからの解約の申出がない限り自動的に更新されるもの。

³⁵ 端末を4年間(48回分)の割賦払いとし、一定期間経過後旧端末を下取りに出すこと、新端末についても同じプログラムに加入すること等を条件に、最大2年間(24回分)の端末の残債を免除するプログラム。

³⁶ 『産経新聞』(平30.8.22)

イ 規制改革推進に関する第4次答申

規制改革推進会議は、「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日）において、「総務省は、端末購入補助によって発生する端末購入の有無等による利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて、通信料金と端末料金の完全な分離を図る。あわせて、現状において規制の対象となっていない販売代理店による端末の販売・広告に対応するため、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備する。さらに、通信役務と携帯端末をセットで購入する利用者に対して、一定期間の支払総額を契約時に明示させる措置をとる」とした。

ウ 「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」案

平成30年10月、総務省は「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を設置し、事業者間の競争条件や利用者料金その他の提供条件等について検討を開始した。また、同月に「ICTサービス安心・安全研究会」の下に「消費者保護ルールの検証に関するWG」を設置し、現行の消費者保護ルールの施行状況及び効果を検証するとともに今後の消費者保護ルールの在り方について検討を開始した。

同研究会及び同WGは、同年11月26日に合同会合を開催し、「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（案）³⁷」を取りまとめた。同案は、モバイルサービス等の適正化に向けて早急に取り組むべき事項として、①シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現、②販売代理店の業務の適正性の確保を挙げており、これらに関して、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた期間拘束について主な問題点を指摘するとともに、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施することを提言している（図表6及び図表7）。

図表6 提言①：シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現

	主な問題点	主な提言
通信料金と端末代金の完全分離	<ul style="list-style-type: none"> 購入する端末によって通信料金が異なり不公平。 割引等を受けるために通信役務の継続利用が求められる場合があり、利用者を過度に拘束。 端末買換えサポートプログラム（4年縛り）は、通信役務の継続を条件とし、利用者を困り込み。 	<ul style="list-style-type: none"> 端末購入を条件とする通信料金の割引を廃止。 通信契約の一定期間の利用継続を条件とした端末代金の割引の見直し。 端末買換えサポートプログラム（4年縛り）について抜本的に見直し（通信契約とのひも付けを禁止）。
行き過ぎた期間拘束	<ul style="list-style-type: none"> 期間拘束なしの料金プランが実質的な選択肢となっていない。 違約金の算定根拠が不明。 期間拘束の自動更新により、スイッチングコストが上昇。 	<ul style="list-style-type: none"> 期間拘束なしの料金プランについて、合理的理由なく著しく劣る提供条件の設定を禁止。 合理的根拠のない著しく高額な違約金を禁止。 自動更新の有無により料金等に差を設けることを禁止。

（出所）「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（案）概要」（平30.11.26）

³⁷ 同案は、平成30年11月28日から同年12月18日まで意見募集が行われた。今後、速やかに緊急提言の取りまとめが行われることとされている。

図表 7 提言②：販売代理店の業務の適正性の確保

主な問題点	主な提言
<ul style="list-style-type: none"> □ 通信サービスに係る苦情・相談が依然として多いが、販売代理店への指導は一義的には通信事業者に委ねられ、行政の現状把握が不十分。 □ 二次、三次販売代理店等の存在も含め、通信事業者による指導が十分に行き届かず。 □ 通信事業者・販売代理店による利用者に誤認を与える勧誘のほか、販売代理店における独自の過度な端末購入補助や店頭広告等の不適切な業務は、業務改善命令の対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 行政が販売代理店の存在を直接把握できるように届出制度を導入。 □ 通信事業者・販売代理店による、利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為(社名や勧誘目的の不明示等)を禁止。 □ 販売代理店の不適切な業務実態(独自の過度な端末購入補助等)について業務改善命令の規律を導入。

(出所)「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言(案)概要」(平 30. 11. 26)

(2) 電波の有効利用の促進

電波の有効利用については、平成 29 年 9 月の規制改革推進会議において、「技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度改革」が「当面の重要事項」の一つとされ、その際、安倍総理から「割当制度改革は待たなすであります」との発言があり³⁸、これ以降同会議で検討が進められた。総務省においては、並行して電波有効利用成長戦略懇談会を同年 11 月に設置し、今後の電波の有効利用のための方策等について検討を進めた。

ア 規制改革実施計画における電波制度改革に係る取組

政府は、「規制改革推進に関する第 2 次答申」(平成 29 年 11 月)及び「規制改革推進に関する第 3 次答申」(平成 30 年 6 月)を踏まえ、平成 30 年 6 月に「規制改革実施計画」を閣議決定した。この中で、電波制度改革に関して、①周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築、②周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設、③割当手法の抜本的見直し、④電波の利用に関する負担の適正化、⑤公共用無線局からの電波利用料の徴収、⑥電波利用料の使途の見直し、については、「平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出」とされた。また、入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度については、「継続的に検討」とされた。

イ 電波有効利用成長戦略懇談会における報告書

電波有効利用成長戦略懇談会は、平成 30 年 8 月 31 日に「電波有効利用成長戦略懇談会 報告書」を公表した³⁹。同報告書における上記①から⑥に対する提言の主なものは、以下のとおりである。

³⁸ 第 20 回規制改革推進会議(平 29. 9. 11)議事概要 8 頁

³⁹ 平成 30 年 7 月 9 日に公表された「電波有効利用成長戦略懇談会 報告書(案)」に対しては、平成 30 年 8 月 1 日の第 36 回規制改革推進会議において、「電波制度改革に関する意見」が取りまとめられた。「報告書案は、答申において取り上げた点に対して検討が相当程度なされていると評価できる。しかし、下記の事項については、答申に沿っていない点、不十分な点がみられる。そのため、総務省は、報告書の最終とりまとめまでに下記の事項についてさらなる検討を行うべきである。」とされ、①公共部門の割当て・利用状況の「見える化」、②帯域確保に向けた対応、③割当てに関わる制度の見直し、④経済的価値をより一層反映した電波利用料体系の見直し、の 4 点について意見が示された。

【周波数の返上等を円滑に行うための仕組み】携帯電話等の基地局に係る開設計画の認定期間終了後の周波数帯について、周波数の有効利用の計画を移動通信事業者に策定させ、当該計画を総務大臣が審査するなどの方法が考えられる。移動通信事業者が正当な理由なく当該計画を達成できないと認められる場合には、周波数の返上を行わせることが適当である。返上に前置される是正勧告や改善命令等の制度も検討すべきである。

【電波の利用に関する負担の適正化】携帯電話については、周波数の有効利用のための計画を作成して審査する仕組みの導入等により、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、無線システムの特性に応じた電波利用料の軽減係数（特性係数）のうち、国民への電波利用の普及に係る責務等の特性係数（ $1/2$ ）を新たに適用することが適当である⁴⁰。

【公共用無線局からの電波利用料の徴収】周波数の能率的な利用に資する無線システムへ移行する期限等を定め、補助金等のインセンティブを付与することで、新たな無線システムへの移行を促し、期限到来後も周波数利用効率の悪い技術を用いた無線局を使い続ける免許人からは、電波利用料を徴収することが適当である。

【電波利用料の使途の見直し】データベース等を活用した周波数共用の高度化、5GやIoTなどの最先端の無線システムの更なる利用拡大が見込まれることを考慮することが必要である。次期の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当である。

これらに係る制度改正について、総務省は次期常会に電波法改正案を提出する方針との報道がなされている⁴¹。

規制改革推進会議は、平成30年10月に「第3期重点事項」を決定し、電波制度改革を重点事項の一つとして掲げた。この中では、「国民の財産である電波について経済的価値を最大限に引き出す機動的な電波割当の仕組み、料金体系の見直しなどの電波制度改革に引き続き取り組む」とされている。

（3）NHKのインターネット常時同時配信に向けた動き

NHKが行う業務の範囲については、放送法に規定（限定列举）されている。平成19年の放送法改正では、ネットワークのブロードバンド化の進展等を背景に、放送済み番組のインターネットによる提供業務が追加されるとともに、総務大臣が認可した実施基準に基づき当該業務を行うこととされた。NHKは、平成20年12月から、「NHKオンデマンド」として、放送済みのドラマやドキュメンタリー、ニュース番組等を有料で配信してい

⁴⁰ 携帯電話については、現行、国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものの特性係数（ $1/2$ ）が適用されているため、国民への電波利用の普及に係る責務等があるものの特性係数（ $1/2$ ）が新たに適用された場合、携帯電話に係る特性係数は $1/4$ となる。

⁴¹ 『産経新聞』（平30.11.28）、『読売新聞』（平30.12.8）

る。

さらに、平成 26 年の放送法改正により、NHK のインターネット活用業務が拡大され、放送済みの番組に加え、放送と同時の番組ネット配信（ラジオ放送、国際放送、災害時の放送等）等が恒常的な業務に位置付けられた（第 20 条第 2 項）。これを受け、NHK は、新たに実施基準を策定し、インターネット活用業務を行っているが、平成 26 年の法改正では、「協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く」⁴²とされたことから⁴³、現行法の下では、NHK は、国内テレビ放送の「常時同時配信」を実施することができない⁴⁴。

こうした状況の下、NHK は、海外の多くの公共放送が常時同時配信を実施していることなどを挙げ、NHK としても、視聴者・国民がインターネットを通じて、「いつでも、どこでも」必要な情報を得ることができるよう「視聴機会の拡大」を図り、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていくため⁴⁵、平成 31 年度内の常時同時配信の実施を希望しており、総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会⁴⁶」等において、NHK の常時同時配信等に関する検討が行われている。

ア 放送を巡る諸課題に関する検討会の第一次取りまとめ

「放送を巡る諸課題に関する検討会」は、平成 28 年 9 月に第一次取りまとめを行い、新たな時代の公共放送として、インターネット時代における NHK の在り方を示すとともに、「NHK の業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要」とした⁴⁷。

⁴² 放送法第 20 条第 2 項条文

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

⁴³ インターネット活用業務に係る制度の在り方等の検討を行った総務省の「放送政策に関する調査研究会」が平成 25 年 8 月に公表した「第一次取りまとめ」では、インターネット活用業務に係る基本的な考え方として、「NHK が放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切でない。」（40 頁）としている。

⁴⁴ 一方、民放事業者については、インターネットの活用に関する放送法上の規制はなく、常時同時配信についての制約も課されていない。なお、民放事業者による同時配信の取組状況については、「一部の番組について同時配信の実験を実施しているが、同時配信のビジネスモデルが構築されておらず、これに取り組むとの判断には至っていないという状況である」とされている（情報通信審議会「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について 最終答申」（平 30. 8. 23）39 頁）。

⁴⁵ 日本放送協会「ヒアリングご説明資料」（放送を巡る諸課題に関する検討会（第 17 回）資料）（平 29. 9. 20）18 頁

⁴⁶ 「近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取りまく環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献や市場・サービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行う」ことを目的として、総務省に設置された有識者会議。平成 27 年 11 月から開催されている。

⁴⁷ 「今後の業務の在り方」として、「国民・視聴者のニーズに対応し、新たなサービスの開発、導入、普及に向けた先導的役割や、より円滑・確実な情報提供手段の確保等の観点から、インターネット活用業務の在り方について検討することが必要」としている。また、「今後の受信料の在り方」として、「インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について

イ 規制改革実施計画における常時同時配信に係る取組

政府は、平成 30 年 6 月の「規制改革実施計画」（閣議決定）において、放送を巡る規制改革を取り上げ、「インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築」の事項を掲げ、①NHK・民放ともにインターネット配信しやすい環境整備がなされ、それが視聴者にとって利用しやすく、円滑に運営できる配信基盤の構築がなされるよう、検討の場の設定など必要な措置を講ずる（平成 30 年度中に措置）⁴⁸、②NHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る、などの方針を示した。

ウ 放送を巡る諸課題に関する検討会の第二次取りまとめ

「放送を巡る諸課題に関する検討会」は、平成 30 年 9 月に第二次取りまとめを行った。この中で、基本的な考え方として、常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性・妥当性があるとした上で、適切に実施されることを確保するため検討が必要な措置として、①実施基準の認可や有料業務の区分経理等の現行のインターネット活用業務に関するセーフガード措置の見直し、②地域情報の提供の確保、③他事業者との連携・協力等の確保、④見逃し配信等の在り方の検討、の 4 点を示した。また、国民・視聴者の信頼を確保するため、NHKに求められるガバナンス改革として、①コンプライアンスの確保、②情報公開による透明性の確保、③NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保、の 3 点を挙げている。さらに、「今後の進め方」の中で、NHKに対し、上記課題・指摘事項への検討・取組を求めるとともに、総務省に対しては、「制度整備等の対応について具体的な検討を行うべき」とした。

一般社団法人日本民間放送連盟は、第二次取りまとめを踏まえ、平成 30 年 10 月 24 日に「NHK常時同時配信の実施に関する考え方について」として、NHKに対する要望を公表した。この中で、同連盟は、第二次取りまとめにおいて特に重視している前提・諸条件として、実施基準で定められているインターネット活用業務の受信料収入 2.5% 上限の維持等の 8 項目⁴⁹を挙げ、第二次取りまとめの指摘事項等に対するNHKの検討において、民放事業者の意見・要望を反映するよう求めた。

エ 放送を巡る諸課題に関する検討会の第二次取りまとめ後の動き

NHK経営委員会は、平成 30 年 11 月 27 日、執行部から提案のあった受信料値下げを了承した。平成 30 年度の受信料収入（見込み）の 4.5%程度を値下げすることとし、

受信料制度の中での位置付けも含め今後検討していくことが必要」としている。

⁴⁸ 放送番組のネット配信に関する課題を関係者間（NHK、民放事業者のほか、通信インフラ等の事業者）で検討・意見交換するため、平成 30 年 10 月 17 日に「放送コンテンツ配信連絡協議会」が設立されている。同協議会では、放送コンテンツのインターネット配信について、配信基盤に関連する技術的課題やサービス面の課題等の検討が行われている。

⁴⁹ 要望項目は、①区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化、②インターネット活用業務の受信料収入 2.5% 上限の維持、③NHK常時同時配信の地域制御、④ネット配信事業における民放事業者・NHKの連携、⑤ガバナンス改革として外部監査の強化による事後チェック体制の拡充、⑥関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社のあり方等の見直し、⑦衛星波の整理・削減を含む既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化、⑧受信料体系・水準等の受信料のあり方の見直し、である。

そのうち、平成 31 年 10 月に 2 %（消費税率引上げ分の受信料額の改定を行わないことによる実質値下げ）、平成 32 年 10 月に 2.5%値下げする方針が示された。

さらに、NHKは、平成 30 年 11 月 30 日の「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、「指摘事項への対応について」として、受信料の値下げやガバナンス改革等のほか、地域放送番組の段階的拡充と地域制限の実施、民放の公式テレビポータルサイトである「TV e r」への参加等について方針を説明した。

一方、総務省は、同検討会において、「第二次取りまとめ」を受け、NHKが常時同時配信を実施する場合、NHKに厳格な区分経理の導入や適切な情報開示の実施等を求めることが適当としている。また、「NHKのガバナンス改革」について、NHK役員へのNHKに対する責任（忠実義務）の明確化、NHKグループに関する基礎的な情報の提供の義務付け、中期経営計画の策定・公表及び同計画の策定に当たってのパブコメ手続の制度化等、「インターネット活用業務の在り方の見直し」について、セーフガード措置に係る実施基準の認可の要件の見直し、地方向けの放送番組の配信・他の放送事業者との協力に関する努力義務等の各項目について、制度整備の具体的内容を検討中であるとした。また、石田総務大臣から、「総務省としても、NHKの取組を踏まえつつ、制度整備等の対応について検討・調整を進めてまいりたい」との発言がなされた⁵⁰。

4. おわりに

以上述べた論点に限らず、総務省の政策に関しては、地方一般財源の確保、森林環境税・森林環境譲与税制度（仮称）の在り方、地方議会議員の厚生年金への加入、会計年度任用職員制度の導入に係る対応、ソフトバンク株式会社における平成 30 年 12 月 6 日の通信障害事故に係る再発防止への対応、IT調達や5Gの電波割当方針におけるサイバーセキュリティの確保の在り方、働き方改革を踏まえた配達頻度等に関する郵便制度の見直し⁵¹、沖縄県の辺野古埋立承認の撤回処分に関連する行政不服審査法の解釈等について議論が行われる可能性がある。

このように、総務行政においては、地域社会の持続可能性を維持するための地方税財政改革、広域連携への取組の在り方、自然災害への対応、情報通信分野の脆弱性への対応等のリスク管理の在り方、我が国の国際競争力の強化や個人情報保護の観点から踏まえた情報通信産業の育成の方向性等を含め、将来の国民生活に密接に関わる重要な課題が数多く含まれており、充実した国会審議が期待される。

（さとう けんすけ、かいの こうたろう）

⁵⁰ 放送を巡る諸課題に関する検討会（第 21 回）（平 30.11.30）議事要旨 5 頁

⁵¹ 平成 30 年 11 月 16 日の情報通信審議会郵便局活性化委員会（第 12 回）において、日本郵便株式会社から配達頻度及び送達日数に関して、働き方改革を進めている社会状況を踏まえ、制度の見直しを行うよう要望が行われた。